

議案第43号

専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 令和4年度
魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙
のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め
る。

令和5年5月18日提出

魚沼市長 内 田 幹 夫

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次
の予算を別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

魚沼市長 内 田 幹 夫

令和4年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度魚沼市の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,268,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日専決

魚沼市長 内 田 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
5	県支出金	2,335,479	18,700	2,354,179
	1 県補助金	2,335,479	18,700	2,354,179
	歳入合計	3,249,300	18,700	3,268,000

事 業 勘 定

2 歳 入
 5 款 県支出金
 1 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 保険給付費等交付金	2,335,479	18,700	2,354,179
計	2,335,479	18,700	2,354,179

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 普通交付金	18,700	普通交付金	18,700

3 歳 出

2 款 保険給付費
1 項 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者療養給付費	千円 1,951,558	千円 42,582	千円 1,994,140	千円 42,582	千円	千円	千円
3 一般被保険者療養費	11,600	△2,656	8,944	△2,656			
計	1,967,485	39,926	2,007,411	39,926	0	0	0

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助及び交付金	千円 42,582	001 一般被保険者療養給付事業……………	千円 42,582
		18 負担金	42,582
18 負担金補助及び交付金	△2,656	001 一般被保険者療養事業……………	△2,656
		18 負担金	△2,656

2 款 保険給付費
2 項 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	311,000	△21,226	289,774	△21,226			
計	311,502	△21,226	290,276	△21,226	0	0	0

18 負担金補助及び交付金	△21,226	001 一般被保険者高額療養事業……………	△21,226
		18 負担金	△21,226